

県立自然公園普及啓発事業（イベント開催）業務仕様書

1 業務の名称

県立自然公園普及啓発事業（イベント開催）業務

2 業務委託の目的

県立自然公園においては、愛媛県県立自然公園条例において優れた自然の風景地を保護するとともに利用の増進が求められており、県が作成した県立自然公園の貴重な自然環境等を紹介したパンフレットを活用した環境啓発イベント等を実施することで、県立自然公園の優れた自然の風景地の保護と適正な利用促進を図ることを目的とするものである。

については、県立自然公園での環境啓発イベント企画運営等に係る業務を委託する。

3 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

4 業務の実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

【県立自然公園普及啓発事業（イベント開催）の基本方針】

- ・県が作成した当該地域の県立自然公園のパンフレットを活用した内容とする。
- ・当該地域の環境保全に関する「知識」の普及を図る内容とする。
- ・地域住民や子どもたちが参加できるような内容とする。

5 業務内容

県立自然公園普及啓発事業（イベント開催）の企画運営

（1）皿ヶ嶺連峰県立自然公園において環境啓発イベントの実施

○事業実施日：令和4年7～10月の土曜日又は日曜日若しくは祝日のうちの1日
日程は自然保護課と協議の上決定すること。

○場 所：皿ヶ嶺連峰県立自然公園

ア 事業内容

地域住民や子どもたちを対象として皿ヶ嶺連峰県立自然公園の自然環境保全に関する知識及び理解を深めるエコツアー等のイベントを開催する。

イ 留意事項

- ・県が作成した皿ヶ嶺連峰県立自然公園のパンフレット（以下「皿ヶ嶺連峰県立自然公園パンフレット」という。）を活用した内容すること。
- ・地域の環境保全に関する「知識」の普及を図ることができる内容とすること。
- ・当日の参加者に対して、当該公園の貴重な自然環境に関する理解度や、今後の公園利用の意向等を集計するためのアンケートを実施し、結果を集計のうえ報告すること。
- ・イベント対象者向けの広報用チラシ等を作成、配布すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」を避け、マスクの着用義務や消毒液の配備、検温等必要事項を実施すること。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業の縮小や開催の延期もしくは中止の可能性があります。

(2) 皿ヶ嶺連峰県立自然公園パンフレットを活用した通年イベントの実施

○事業実施期間：契約締結日から令和5年2月28日まで

ア 事業内容

皿ヶ嶺連峰県立自然公園パンフレットを活用し、一定期間を通して広く皿ヶ嶺連峰県立自然公園の優れた自然の風景地の保護と適正な利用の促進を図るイベント（キャンペーン等）を実施する。

イ 留意事項

- ・皿ヶ嶺連峰県立自然公園パンフレットを必ず活用する内容とすること。
- ・参加者が現地に赴く必要があるような内容とすること。
- ・地元の特産品のプレゼント企画等、地域の自然環境の恵みを実感できる内容を取り入れること。
- ・キャンペーン等に係る管理等を一貫して受託者において実施すること。
- ・イベント参加者に対して、当該公園の貴重な自然環境に関する理解度や、今後の公園利用の意向等を集計するためのアンケートを実施し、結果を集計のうえ報告すること。
- ・チラシやポスター、SNS等にて、イベントを広く周知すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」を避ける等感染拡大防止に配慮すること。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業内容の変更や開催中止の可能性があります。

6 事業の実施体制及びスケジュール

実施体制及びスケジュールを示すこと。

実施体制：責任者及びスタッフの氏名並びに役職と本事業での役割
スケジュール（契約後から業務完了までの大まかなスケジュール）

7 成果品の提出

事業開始前の事業計画書や事業完了後に実績報告書等を提出すること。報告書には、事業を実施したことがわかる写真等を添付すること。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。